鳥取県告示第 687 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
		前後別	(メートル)	(メートル)
482号	鳥取市佐治町高山字屋ブキ845-5地先から同市	変更前	4. 2~40. 5	3, 808. 0
	佐治町加茂字堂ノ前2624地先まで	変更後	6.5~38.0	3, 922. 0